

調達番号：2026002

社会福祉法人厚生会

令和8年度特別養護老人ホーム川口シニアセンター及び第二川口シニアセンター  
寝具類委託業者選定プロポーザル実施要綱

令和8年2月16日

社会福祉法人厚生会

特別養護老人ホーム川口シニアセンター

特別養護老人ホーム第二川口シニアセンター

## 1. 業務委託の内容

別紙「特別養護老人ホーム川口シニアセンター及び第二川口シニアセンター  
寝具類仕様書」の通りとする。

## 2. 公募における募集

### (1) 次のとおり、関係書類を交付する

①交付期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月9日（月）午後5時

②交付方法 Eメールによる配布。入札参加希望者は、下記連絡先Eメール  
アドレス宛に上記調達番号、及び参加申込書類送付希望の旨の  
メールを送信して下さい。折り返し関係資料をEメールにて  
配布致します。

社会福祉法人厚生会

E-mail [public-tender@kousei-sws.or.jp](mailto:public-tender@kousei-sws.or.jp)

担当者 法人本部 浅尾 幸一

### (2) 参加申請書の提出

①提出書類 参加申請書

②提出期限 郵送のみ受付けます。令和8年3月9日（月）午後5時必着  
※持参、及びFAXによる申し込みは無効です。

③提出先 社会福祉法人厚生会

住所 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

担当者 法人本部 浅尾 幸一

④参加申請書の提出をもって、本募集要綱（別途資料を含む）の記載内容  
及び条件を承諾したものとみなす。

## 3. 仕様書に関する質問

(1) 期限 令和8年3月9日（金）午後5時まで

(2) 質問方法 所定の書式にてFAXまたはEメールにて

(3) 送付先 社会福祉法人厚生会

FAX 048-299-5492

E-mail [public-tender@kousei-sws.or.jp](mailto:public-tender@kousei-sws.or.jp)

担当者 法人本部 浅尾 幸一

(4) 回答 令和8年3月9日（金）午後5時までに回答

①回答はプロポーザル参加業者担当者様宛でメールにてお送り致します。

②参加企業者からの質疑を集計の上、配信いたします。

③仕様書に関する質問は質疑書以外一切受け付けない。

#### 4. 提案書の内容

提案書の内容は下記の通りとする。なお、書式は任意とする。

- (1) 「会社案内」又は、「創立年月日・代表者氏名・従業員数・所在地・会社組織図等確認できる書類」の添付。
- (2) 直近5年間の競争入札指名停止処分の有無。
- (3) 仕様書該当商品の見本品の提示。
- (4) 納品商品数の管理体制として、納品時に商品保管先倉庫の商品在庫数を管理し、納品数量の調整を隨時行う事。
- (5) 災害時の対応、体制として、医療関連サービスマーク振興会に加盟し、第三者による代行保障を受ける資格の有無（証明書類添付）。
- (6) 衛生管理体制として、ISO9001を取得している事。
- (7) 菌管理体制として、直近1年間以内に菌検査を実施し、衛生基準を満たしている事が証明できる第三者機関による証明書の添付。
- (8) 事故発生時の連絡及び対応の体制として、埼玉県内に支店又は生産拠点の有無。
- (9) 埼玉県の「物品等競争入札参加資格者名簿（資格有効年度が「令和7年」、業種「寝具類」）」の登録事業者である事を証明する書類の添付。
- (10) 見積り。

#### 5. 提案書の提出期限

- (1) 提出方法 郵送による提出。
- (2) 提出期限 令和8年3月13日（金）正午必着。

※上記期限以降の到着分は消印日付に因らずすべて無効です。

- (3) 提出場所 社会福祉法人厚生会

住所 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1

担当者 法人本部 浅尾 幸一

#### 6. 提案書評価基準

実績・組織体制	企業規模、資格、実績、その他	20点
提案内容	商品の材質・使用感・見た目	60点
	納品商品数の管理体制	
	緊急時の体制・対応	
	衛生・品質管理体制	
	菌管理体制	
	災害時対応	
価格	見積り	20点

## 7. 審査

- (1) 審査会は、令和8年3月13日（金）午後4時に開催します。
  - (2) 審査会場 〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1193-1  
社会福祉法人厚生会  
特別養護老人ホーム第二川口シニアセンター 会議室  
TEL 048-229-5240
- 審査は選定委員により、提案書の内容より、上記評価基準に基づき適正かつ公正に行う。

## 8. 選定・決定者について

選定・決定者には、あらかじめ示した審査の日時から2時間後までに電話連絡し、各参加者には後日郵送により通知します。

## 9. 契約

- (1) 選定された業者と契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。
- (2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、当法人理事会にて承認後契約を締結する。